

大田原市

新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金

Q & A

1. 補助金の内容（申請手続関係）

（問 1-1） どういう補助金ですか。

（答） ○新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止対策を図るために必要な備品等の購入、施設の整備、システムの導入等を行う市内の中小企業者に対して、補助金を交付するものです。

（問 1-2） 感染拡大防止対策とは何ですか。

（答） ○新しい生活様式や業種別ガイドライン等を踏まえ、業種ごとに講ずべき感染拡大防止対策を意味します。

（問 1-3） 交付決定前に既に開始した事業（支出した経費）は、補助対象となりますか。

（答） ○補助対象となりません。

（問 1-4） 交付申請の時点で店舗等の事業を開始していませんが、補助対象となりますか。

（答） ○申請日時点で事業を行っていない店舗等は補助対象となりません。

（問 1-5） 補助金が支払われるまでにはどのような手続が必要ですか。

（答） ○補助金が支払われるまでの手続は次の手順となります。

- ① 補助金交付申請（事業者→市）
- ② 採択通知、交付決定通知（市→事業者）
- ③ 補助事業の実施（事業者）
- ④ 補助事業の完了（支払含む）（事業者）

- ⑤ 実績報告及び補助金の請求（事業者→市）
- ⑥ 補助金の額の確定通知（市→事業者）
- ⑦ 補助金の支払い（市→事業者）
- 上記のとおり、支払を含む事業完了後に、実績に応じて補助金が支払われます。

2. 補助対象事業者

〔問 2-1〕 補助対象事業者の要件を教えてください。

〔答〕 ○以下の要件をすべて満たす事業者となります。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ② 申請日時点において、市内の事業所で事業を営み、今後も市内で1年以上事業を継続する意思がある者
- ③ 市税等を滞納していない者
- ④ 大田原市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する事業を行っていない者

「中小企業者」とは？

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下又は3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動（NPO）法人、一般社団・財団法人、

公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合等）は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、対象外となります。

※医者（個人開業医）、農家（農業法人、個人農家）は対象となります。

「市内の事業所で事業を営み」とは？

（例1）会社の場合

【登記簿上の所在地】市内、【店舗等の所在地】市外 ⇒対象外

【登記簿上の所在地】市外、【店舗等の所在地】市内 ⇒対象

【本社の所在地】市外、【店舗等の所在地】市内 ⇒対象

（例2）個人事業者の場合

【住民票の住所地】市内、【店舗等の所在地】市外 ⇒対象外

【住民票の住所地】市外、【店舗等の所在地】市内 ⇒対象

（問2-2）個人事業主は補助対象事業者となりますか。

（答）○会社だけでなく、個人事業主も補助対象事業者となります。

（問2-3）「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象者となりますか。

（答）○補助対象者には該当しません。

（問2-4）補助対象者とならない要件は？

（答）○次の方は補助対象者となりません。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・市税等を未納の者
- ・特定の風俗営業事業者

【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とする場合

○性風俗関連特殊営業（第5項）

（例）ラブホテル、アダルトショップ等

(問 2-5) 以下の補助金の交付決定を受けた事業者でも今回の補助金の申請できますか。

- ① 栃木県地域企業再起支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援補助金）
- ② 栃木県地域企業感染症対策支援補助金
- ③ 第 2 回地域企業感染症対策支援補助金

(答) ○上記の補助金及び国・県が助成する他の制度と重複する経費は補助対象となりません。

3. 補助対象経費

(問 3-1) 補助対象経費の内容はどうなりますか。

(答) ○新型コロナウイルス感染拡大防止のために要する経費で、補助事業計画に基づく事業を行うために必要不可欠な下記の経費が補助対象となります。

区分	経費
備品等購入費	非接触型体温計、体表面温度計測サーモグラフィーカメラ、消毒液自動噴霧器、空気清浄機、エアコン（除菌機能等付き）、サーキュレーター、加湿器、ビニールカーテン、消毒液手動ポンプ置台、消毒液足踏みタイプ台、飛沫防止対策用パーティション等の購入に係る経費
施設整備費	網戸、換気扇又は人感センサー照明の設置、出入口ドアの自動化、手洗用蛇口の自動化、トイレの自動水洗化等に係る経費
システム導入費	セルフオーダーシステム、キャッシュレス決済システム、セルフレジ等の導入に係る経費
上記に掲げるもののほか、感染拡大防止対策に係る経費で市長が必要と認める経費	

(問 3-2) 補助金額に上限や下限はありますか。

(答) ○1 事業所当たりの補助金額の上限は 50,000 円、下限は 1,000 円となります。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。

〔問 3-3〕 補助率はどうなりますか。

(答) ○補助対象となる経費の10/10以内です。

〔問 3-4〕 補助金交付時の消費税の取扱いはどうなりますか。

(答) ○消費税分は、補助対象とはなりません。補助事業計画及び補助金の交付申請においては、消費税を含まない金額で申請をお願いします。

また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

〔問 3-5〕 公的機関の他の補助と併用できますか。

(答) ○国、県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業は、補助対象となりません。

〔問 3-6〕 住宅兼事業所は対象となりますか。

(答) ○事業所内に係る感染対策経費については対象となりますが、住宅部分または共用部分における経費は対象外となります。

4. 補助金の変更交付申請について

【注意事項】

原則として、本補助事業は、補助事業計画申請書に添付した補助対象経費の資料（見積書等）の内容で実施してください。

〔問 4-1〕 どのような場合に補助金の変更交付申請が必要か。

(答) ○次の①～③に該当する場合には、補助金の変更交付申請が必要です。

①補助事業に要する経費の変更に伴い、補助金の交付決定額が減額となる場合

例 1) 交付決定額が50,000円で、実際の経費が45,000円である場合。

例 2) 交付決定額が43,000円で、実際の経費が38,000円である場合。

※交付決定額の増額は原則として認められません。

②補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

★その他、事業承継、相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となるなど、交付決定後に何らかの変更が生じた場合には、個別にご相談ください。

(問 4-2) 交付申請時の見積事業者と実際の納品事業者が変わっても良いか。

(答) ○交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能です。この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、納品事業者が変更となった理由書(任意様式)を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

(問 4-3) 設備の入替を行う場合に補助金の交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

(答) ○交付申請時の設備が欠品等で導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。この場合において、実際に導入する設備等についての見積書、設備の性能等が分かる書類の提出が必要となります。

加えて、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に導入設備が変更となった理由書(任意様式)を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

5. 補助金の実績報告について

(問 5-1) 実績報告書はいつ提出すればよいですか。

(答) ○全ての補助事業が完了し、全ての支払いが終わった日から 30 日以内、又は提出期限の令和 3 年 12 月 28 日のいずれか早い期日までに必ず提出してください。

(問 5-2) 発注書や契約書は全て提出が必要ですか。

(答) ○原則、内容や金額等が明記された契約書の写しを提出していただきます。金額が少額の場合などで書面にて契約を交わしていない場合は、発注書等、内容

が分かるものの写しを提出してください。

ただし、経費の実績を確認するための請求書、領収書等の支払を確認する書類は必要です。

なお、実績報告時に事業実施前・後の写真の提出が必要となります。

(問 5-3) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われますか。

(答) ○実績報告書の提出時期によって異なりますが、実績報告書を受理し、審査終了後、事業者から提出された補助金請求書を市が受理してから概ね3週間程度を要します。